

酒々井町 訪問型サービス(独自) A2 サービスコード表

R8.6.1

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	(1)1週に1回程度の場合	1,176単位	1,176 1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	日割の場合	39単位	39 1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合	12,349単位	2,349 1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	日割の場合	7単位	77 1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合	12,349単位	3,727 1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	日割の場合	123単位	123 1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	12単位減算	-12 1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週2回程度の場合	23単位減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		847	37単位減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	12単位減算	-12 1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週2回程度の場合	23単位減算	-23 1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37 1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算	